

平成 28 年 3 月 30 日

建設工事登録業者 各位

建設業者の社会保険等加入の取組みについて

福井市財政部契約課長

本市においては、建設産業の社会保険未加入対策として、平成 27 年 4 月から予定価格 130 万円を超える建設工事の一次下請業者が健康保険、厚生年金及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に未加入であると認められた場合には、社会保険等担当機関に通報する取組みを行っているところです。

さらに、建設産業の公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るため、下記のとおり、社会保険等未加入対策に取り組むこととしましたので、お知らせします。

記

1. 取組み内容

平成 27 年 4 月からの取組みに加え、社会保険等に参加していることが認められない業者（法令により適用除外となる事業者は除く）との一次下請契約を、原則禁止することとします。

ただし、当該一次下請業者と下請締結しなければ工事の施工が困難となる場合等の特別な事情を有すると認められる場合は、この限りではありません。

2. 対象となる工事

平成 28 年 4 月 1 日以後に発注する予定価格が 130 万円を超える建設工事

3. 社会保険等未加入対策の段階的な取組み

①平成 27 年 4 月からの取組み

下請業者の社会保険等の加入状況について適切な確認・把握

一次下請業者が社会保険等に未加入と認められた場合には、社会保険等担当機関に通報

◆社会保険等の加入状況確認方法

・ 施工体制台帳、下請負届及び再下請負通知書により確認

◆下請業者が社会保険等未加入の場合の手続き

(1) 一次下請業者が社会保険等に未加入の場合

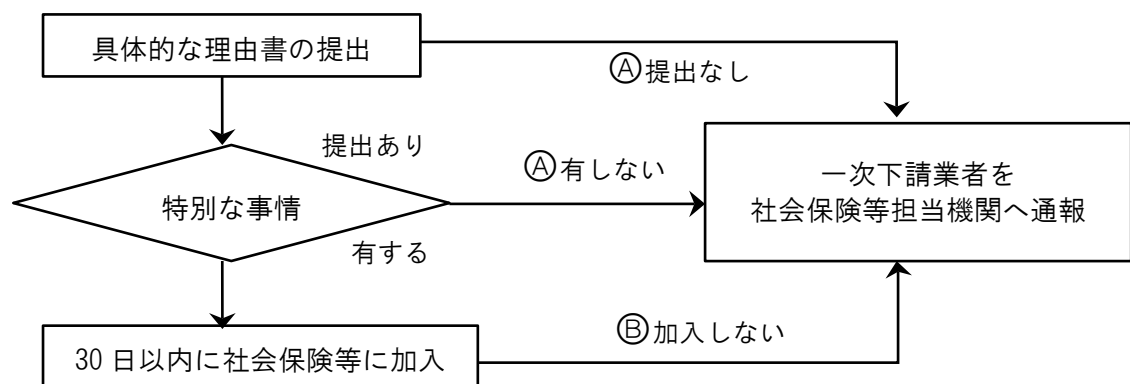
元請業者は一次下請契約を締結した具体的な理由書【様式2】を速やかに提出してください。

①「具体的な理由書を提出しない場合」及び「特別な事情を有すると認められない場合」
⇒一次下請業者を社会保険等担当機関に通報します。

「具体的な理由書の提出により、特別な事情を有すると認められる場合」
⇒30日以内に社会保険等に参加したことがわかる書類【様式4】を提出してください。

②「特別な事情を有すると認められた業者が期間内に確認書類を提出しない場合」
⇒一次下請業者を社会保険等担当機関に通報します。

<イメージ図>



(2) 二次以下の下請業者が社会保険等未加入の場合

元請業者は、未加入の下請業者に対して加入への指導をお願いします。

②平成28年4月からの取り組み

上記1のとおり

③平成29年4月からの取り組み（予定）

社会保険等に未加入の業者と一次下請契約を締結した元請業者に対し、指名停止を検討します。